

別府市宿泊税導入の検討に関して
(報告書)

令和8年4月
別府市宿泊税検討委員会

目次

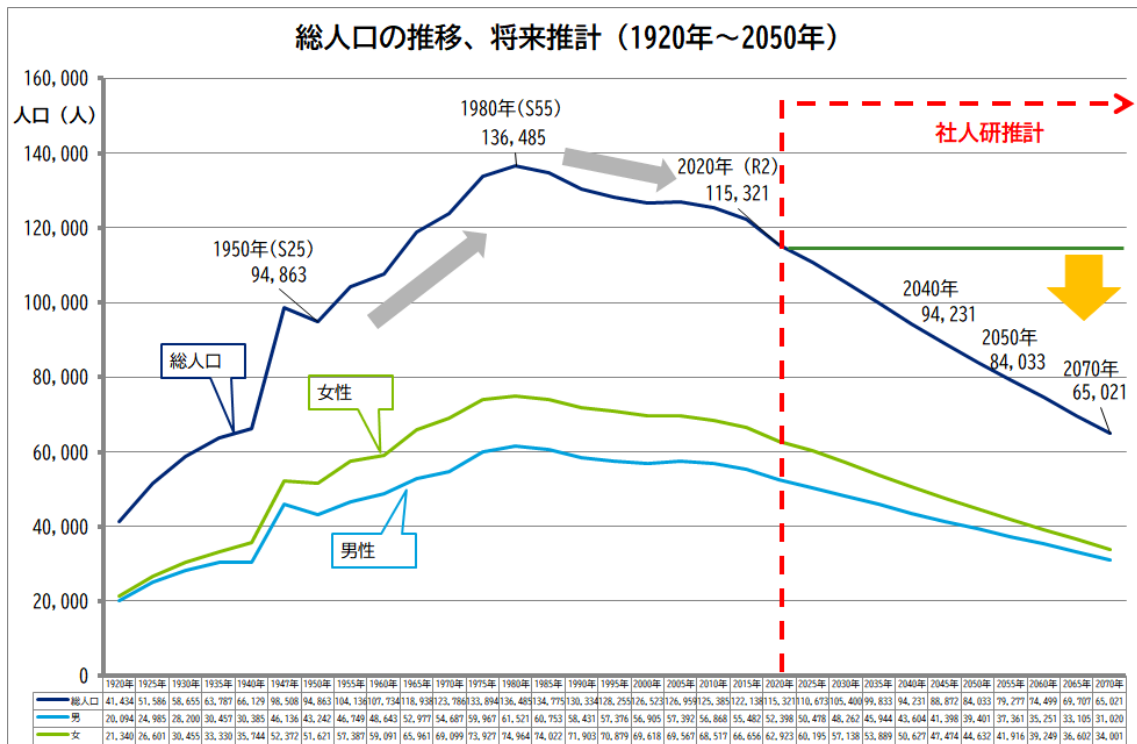
1	本市における宿泊税導入の必要性について	1
2	宿泊税の課税要件、制度内容の検討について	2
	(1) 課税客体、課税標準及び納税義務者	4
	(2) 徴収方法、特別徴収義務者	4
	(3) 税額(税率)、免税点	5
	(4) 課税免除	6
	(5) 課税期間(見直し期間)について	7
	(6) 特別徴収事務交付金等について	7
	(7) 使途について	8
	(8) 入湯税について	10
3	宿泊税導入に係る課題、問題点について	11
4	その他宿泊税の導入に関し必要な事項	11
参考	別府市宿泊税検討委員会について	13
	1 設置根拠	13
	2 委員構成	13
	3 開催実績	14

1 本市における宿泊税導入の必要性について

全国的に人口減少が進み、地域の経済活動の縮小が懸念される状況で、観光振興に関する施策の重要性は高まっている。

別府市の人口は1980年の13万6千人をピークに減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると2035年には10万人を下回ることが見込まれている。別府市の財政状況については、現時点においては良好な状態を保っているところである。しかし、今後見込まれる人口の減少は、別府市の就業者の割合が高い、医療・福祉、卸売業・小売業、飲食宿泊業等のサービス業において需要の減少をもたらす可能性が高く、人口構造の高齢化に伴い市民税収入の減少も見込まれる。

今後も人口減少が見込まれる中、別府市が将来にわたって魅力的な国際観光温泉文化都市として在り続けるためには国内外の観光客を受け入れる環境を整備するなど、観光という成長産業に投資していく必要がある。そのための観光振興施策の財源として宿泊税の導入は適当であると考え、検討を行った。



出所：国勢調査（1920年～2020年）、社人研推計（2020年～2070年）

※総人口は年齢不詳人口を含む。

※まち・ひと・しごと創生 改訂版別府市人口ビジョンより（R7年3月策定）

2 宿泊税の課税要件、制度内容の検討について

地方自治体の法定外目的税の新設には地方税法第731条第2項の規定に基づき、総務大臣の同意を得なければならない。総務大臣は法定外目的税の新設又は変更をしようとする協議の申出を受けた場合は同法第733条の規定に基づき、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除いてこれに同意をしなければならないとされている。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1) 及び(2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

また、法定外税の検討を行う際には「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」(平15・11・11 総税企第179号総務省自治税務局長通知)の内容を参考にすることとされており、その創設に当たって税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきとされている。

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。

- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。（以下略）

以上のことに留意しながら、宿泊税を課す場合の課税要件等について、先行導入自治体の事例や宿泊事業者へのアンケート調査の結果を参考にしながら議論を行った。当初、大分県は宿泊税の導入について検討しておらず、別府市のみが宿泊税を導入するという前提で議論を行っていたが、その議論の途中で大分県でも観光振興財源の議論が始まり、大分県として宿泊税を導入する見込みとなった。

大分県と別府市がそれぞれに宿泊税を課するという前提であれば、別府市の宿泊税の課税要件、制度内容については納税者である宿泊者への分かりやすさや特別徴収義務者である宿泊事業者の負担の観点から大分県と調和の取れた内容であることが望ましい。このため、課税客体等をそろえ、県税と市税の額について調整を図るべきである。その後、大分県の制度案で、市町村に一定の配分を行う案が示された。

別府市と大分県の双方が宿泊税の導入を行う必要性があるかについては別府市が導入することに伴う事務的経費や別府市への配分等を総合的に勘案して判断すべきである。宿泊税の導入目的が観光振興施策の財源の確保という点を考えると大分県が宿泊税を課し、県から相応の交付金が配分されるのであれば、別府市として宿泊税の導入を見送ることは妥当である。ただし、県からの交付金が十分でない場合は、別府市も宿泊税を導

入すべきである。

議論された課税要件等の論点は以下のとおりである。議論の中で各委員から出された意見については今後の使途の検討等に生かしていただきたい。

(1) 課税客体、課税標準及び納税義務者

東京都を除く導入先行自治体では旅館業法に規定する「ホテル」、「旅館」、「簡易宿所」及び住宅宿泊事業法に規定する「住宅宿泊事業法上の施設（民泊）」への宿泊行為を課税客体としている。課税標準は課税客体となる宿泊施設への宿泊数（または宿泊料金）、納税義務者は宿泊者としている。東京都では、「簡易宿所」及び「民泊」を対象外としているが、現在、それらも対象とする制度の見直し案が検討されている。

以上の状況も踏まえ、宿泊施設の形態にかかわらず、一定の行政サービスを受益すると考えると別府市でも先行導入自治体と同様に、「民泊」を含む宿泊施設への宿泊行為を課税客体とし、課税標準は宿泊数、納税義務者は宿泊者とするのが適当である。

【委員からの意見】

- ・民泊については防犯の観点からも宿泊税の対象として把握をすることが必要ではないか。

(2) 徴収方法、特別徴収義務者

全ての先行導入自治体において、宿泊税の徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者としている。宿泊者を市が直接把握して徴収することは現実的には難しいため、先行導入自治体と同様に徴収方法は特別徴収、特別徴収義務者は宿泊事業者とすることが適当である。

(3) 税額（税率）、免税点

税額（税率）については、先行導入自治体では、「一律定額制」、「段階的定額制」、「定率制」の3種類が存在している。「定率制」は議論の開始時点では北海道倶知安町のみであったが、沖縄県等で定率制導入の動きがあり、東京都においても、定率制への見直しが検討されている。それぞれの方式にはメリット、デメリットがあり、免税点も含めて、受益（行政サービス）と税負担の関係や事務負担、宿泊者の公平感等の観点から比較検討して議論を行った。免税点については、設けないということで意見が一致したが、税額（税率）については、様々な意見があった。「段階定額制」については、宿泊施設の運営形態や価格帯等によっては事務負担が大きくなることを懸念する意見もあった。しかし、大分県の宿泊税が「段階定額制」となる見込みであることを踏まえると、別府市でも大分県と宿泊料金の区分も合わせた形の「段階定額制」とすることが適当である。

【委員からの意見】

- ・ 宿泊料金の多寡によって、一律で課税すると不公平感が出るのではないか。
- ・ 税率の設定の仕方によっては宿泊者の負担感が大きくなるので、丁寧に議論が必要。
- ・ 定額か定率であれば、定額の方が説明しやすい。
- ・ 税の基本原則である、公平、中立、簡素なものとしてもらいたい。
- ・ 宿泊者に納得感のある税額である必要がある。
- ・ 経営者としては段階的定額制だが、スタッフのことを考えた時は一律定額制が良い。
- ・ 段階制の場合、1泊2食の素泊まり料金をシステムで作るのが難しい。
- ・ 段階のラインの議論が必要。
- ・ 一律定額よりも段階定額の方が価格帯が安い宿に対して公平性がある。
- ・ 1泊2食の問題というのは、簡単な問題ではない。料理と宿泊料金について、きちんとしたルールがないと、性善説では成り立たない。
- ・ 宿泊税と入湯税が合わせて幾ら以内になるのかというのが大きなポイントになると思う。

(4) 課税免除

先行導入自治体では、課税免除を設けていない団体も一定数あったが、課税免除を設けている団体では主に修学旅行を課税免除としている団体が多くあった。修学旅行については別府市の入湯税においても課税免除としており、宿泊税についても修学旅行を課税免除とすることに異論はなかったが、スポーツ大会等についても課税免除とすべきかについて意見があった。

大分県では教育旅行（修学旅行や学校行事に伴う宿泊）のみを課税免除としており、大分県と別府市で異なる要件とした場合、事業者の負担が増大することから、大分県に合わせて、教育旅行を課税免除とすることが適当である。

【委員からの意見】

- ・合宿やスポーツ大会についての取扱いを議論した方がよい。
- ・課税免除についてはシンプルにした方がよい。
- ・子供の時に別府を訪れ、大人になって、また来たいと思ってくれることが将来的な投資になる。
- ・スポーツ大会について、課税免除が難しければ補助金を出すような施策を行ってほしい。

(5) 課税期間（見直し期間）について

全ての先行導入自治体において、社会情勢の変化や税源の状況、財政需要、納税者の負担等を考慮して3～5年で見直しを行うこととしている。大分県においても3～5年で見直し予定であることから、大分県と同時に導入する場合は、課税期間（見直し期間）も3～5年で合わせることが適当である。

【委員からの意見】

- ・見直しのスパンは短い方が実態に即したものになるのではないか。

(6) 特別徴収事務交付金等について

宿泊事業者を特別徴収義務者として指定した場合、宿泊税の徴収に係る事務負担、経費負担が発生する。このため、全ての先行導入自治体で宿泊税の納入税額等に応じて交付金等を支給する制度を設けている。先行導入自治体では基本の交付率を2.5%としている団体が多数であるが、制度開始時は特に負担が大きくなることから、制度導入後数年間は交付率を0.5%程度上乗せしている場合や、電子申請で申告を行うと0.5%程度上乗せしている団体もあった。特別徴収義務者の負担に配慮して、特別徴収事務交付金等の制度を検討されたい。

また、宿泊税の導入に伴い、新たにシステム等の整備費用が発生するため、補助制度を設けている先行導入自治体もあった。アンケート調査の結果からもシステム改修等の何らかの対応が必要との回答が6割を超えており、システム改修等の補助制度を設けることが適当である。

【委員からの意見】

- ・電子申告による交付金の加算等は積極的にすべきではないか。
- ・段階的定額制の場合、事務負担がかなり大きいので、徴収事務交付金について考慮してほしい。
- ・昨今の賃金上昇も踏まえて、徴収事務交付金の率を考えてほしい。
- ・徴収事務交付金の2.5%という率は事務処理を考えると少ないと思う。
- ・システム改修補助金について、ニーズをしっかりと深掘りして、きちんと使えるような補助金を提起してほしい。

(7) 用途について

先行導入自治体の宿泊税の用途については、それぞれの地域における観光課題に対応するための施策の柱を定めており、大別すると「受入環境の整備・充実」、「地域の観光資源の磨き上げ」、「国内外への情報発信」、「来訪者、市民の満足度の向上」といった内容であった。

別府市においては、平成31年4月から入湯税の超過課税を行っており、その用途について、5本の柱を定めている。宿泊税においても、その5本の柱を基本としつつ、入湯税の用途との棲み分けや、大分県の観光振興施策との調整を図られたい。

また、納税者である宿泊者、特別徴収義務者である宿泊事業者の理解を得られるよう、用途の公表を行い、検証を十分に行えるような体制を構築されたい。

入湯税超過課税分の使途の5つの柱

- 1 温泉資源の保護、確保
- 2 観光客の快適性確保（ストレスフリー）
- 3 観光客の安全・安心の確保
- 4 観光客を増加させるための事業推進（魅力あふれる温泉地づくり）
- 5 観光客の受入体制の充実

【委員からの意見】

- ・ 宿泊税の使途を明確にする必要がある。
- ・ 宿泊税を活用する範囲をどこまでにするのか考える必要がある。
- ・ ハード整備への活用に関してどのように考えるのか。
- ・ 使途に関する協議会を設置してほしい。
- ・ 先行自治体の宿泊税導入効果を整理し、導入の効果について説明していく必要がある。
- ・ 別府市の魅力が向上するような、付加価値化になるような施策に限定してほしい。例えば特定の施設が老朽化したので、修繕に使いたいというのは困る。

使途についての各委員からの具体的な案や宿泊事業者向けアンケート結果については、以下のとおりである。

【委員からの使途案】

- ・ 観光により発生する住民の課題を解決するための住民向け事業
- ・ オーバーツーリズムやマナー問題を解決するための体制づくり
- ・ 渋滞、ごみ処理などの受入環境整備
- ・ 観光の消費単価向上のための施策
- ・ 需要の平準化
- ・ 修学旅行の受け入れ促進
- ・ 人材育成（地域の人材の教育）
- ・ 労働力の確保に繋がる施策

・ 今後の観光振興を図る上での取組（宿泊税の使い道）として、必要性が高いと思うものを3つまで選んでください。（複数回答可（3つまで））

項目	回答数
持続可能な観光地域づくり（オーバーツーリズム対策など）	28
需要の平準化（閑散期における大規模イベント誘致など）	26
受入環境の整備（宿泊施設の改修補助、多言語対応、情報通信環境整備など）	23
目的地までの二次交通環境の整備（ライドシェア、デマンド交通の普及など）	20
危機管理、災害対応（災害に見舞われた観光地の風評被害対策、事業継続計画策定支援など）	18
観光産業の経営基盤強化（人材の確保支援、DX・デジタル化補助など）	14
更なる誘客に向けた情報発信、マーケティング支援	14
ユニバーサルツーリズム（バリアフリー対応、子ども・ペット連れで観光しやすい環境整備など）	12
地域の観光資源の磨き上げ（高付加価値なサービスの開発など）	10
その他	7

出典：宿泊事業者向けアンケート結果

（８）入湯税について

福岡市以外の導入先行自治体においては、入湯税の使途は観光振興に限られないことや宿泊税とは課税客体等が異なる点があることから宿泊税の導入に合わせて入湯税の改正は行っていなかった。（福岡市においては、負担の軽減という観点から宿泊税の導入時に宿泊客1人1泊150円の税率を50円に改正している。）

前述のとおり、別府市では入湯税の超過課税を平成31年

4月から行っており、この点の取扱いについて様々な議論があった。入湯税の超過課税については、別途、「別府市入湯税の超過課税に係る評価等検討委員会」が設置されているため、本検討委員会は直接的に入湯税の超過課税分の議論を取り扱う場ではない。しかし、入湯税は宿泊税との関係が深く、入湯税が課される宿泊者や特別徴収義務者である宿泊事業者にとって、影響の大きい部分であるため、本検討委員会で出された意見について、「別府市入湯税の超過課税に係る評価等検討委員会」での審議の参考としていただきたい。

【委員からの意見】

- ・入湯税との関係性を整理する必要がある。
- ・入湯税の超過課税分の取扱いをどのようにするか検討する必要がある。
- ・入湯税と宿泊税は目的、方向性は一緒なので、総合的に観光のためになる仕組みづくりをしてほしい
- ・入湯税の超過課税をやめ、入湯税は温泉関係の使途に充て、観光関係は宿泊税で担うとよいのではないか

3 宿泊税導入に係る課題、問題点について

前項に記載した本検討委員会で議論した様々な課題については、引き続き整理、検討を行うことが必要である。超過課税分を含めた入湯税の使途と宿泊税の使途について整理を行い、納税者となる宿泊者や特別徴収義務者となる宿泊事業者の理解、納得が得られるように丁寧に対応していくことが必要である。

4 その他宿泊税の導入に関し必要な事項

宿泊税の公平性の確保のためには適正な課税・徴収体制の構築が不可欠である。違法民泊や無許可営業などを行う事業者の存在は適正に事業を行っている宿泊事業者の不公平感を高め、市民の安心、安全を脅かすものとなる。別府市が今後も持続的に観光振興に取り組んでいくためには、観光客の満足度を高め

るとともに宿泊事業者の公平感や市民の安心、安全を保つことが重要である。適正な課税・徴収を行うため、大分県と引き続き十分に連携、協議しながら、違法民泊等の対策について取り組まれない。

参考 別府市宿泊税検討委員会について

1 設置根拠

別府市宿泊税検討委員会設置要綱

2 委員構成

(順不同・敬称略)

No.	分野	所属	役職等	氏名	備考
1	学識経験者	國學院大學	観光まちづくり学部 教授	吉澤 清良	委員長
		(元 立命館アジア太平洋大学 サステイナビリティ観光学部 教授)			
2	学識経験者	別府大学	国際経営学部 教授	高木 正史	
3	有識者	徳田法律事務所	弁護士	徳田 宣子	
4	有識者	草野朋子税理士事務所	税理士	草野 朋子	
5	商工関係	別府商工会議所	専務理事	倉原 浩志	副委員長 任期:R7.2.3~ R7.3.31
				河野 圭史	副委員長 任期:R7.5.26~
6	宿泊団体	別府市旅館ホテル組合連合会 悠彩の宿 望海	専務理事 代表取締役社長	木村 大成	
7	宿泊団体	大分ヤクルト販売(株) ホテルサンバリーアネックス	代表取締役社長	竹内 孝夫	
8	宿泊団体	(有)別府第一ホテル	代表取締役社長	宇佐 健次郎	
9	観光関係	(公社)ツーリズムおおいた	専務理事	秋月 久美	任期:R7.2.3~ R7.3.31
			専務理事兼事務局長	高野 信一	任期:R7.5.26~
10	観光関係	(一社)別府市観光協会	専務理事	伊藤 慶典	
11	観光関係	(一社)別府市産業連携・協働 プラットフォームB-biz LINK	BIP事業部マネージャー	稲積 京子	
12	行政	別府市	副市長	岩田 弘	

※委員会には大分県商工観光労働部 観光局観光政策課の職員にオブザーバーとして参加いただいた。

3 開催実績

開催回	開催日時	場所	主な議事
第1回	令和7年2月3日(月)	別府市役所 5階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・市税における宿泊税の位置付けについて ・各自治体の宿泊税導入状況について
第2回	令和7年5月26日(月)	別府市役所 5階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・別府市の財政状況と今後の見込について ・観光振興に要する経費について ・宿泊税課税要件等について
勉強会	令和7年8月25日(月)	別府市役所議会棟 3階全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・熱海市における宿泊税の取組について
第3回	令和7年10月21日(火)	別府市役所 1階レセプションホール	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税課税要件等について
第4回	令和8年2月10日(火)	上下水道局 3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊事業者向けアンケートについて ・大分県の宿泊税検討状況について ・別府市宿泊税について
第5回	令和8年4月22日(水)	別府市役所 5階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県宿泊税について ・別府市宿泊税導入の可否について ・答申(案)について